

消費者啓発参考情報「くらしの110番」トラブル情報 知らない間に子どもが高額な課金をしていた

【事例1】

小学生の子どもに家族との連絡用にスマホを渡していたが、私の知らない間にゲームをダウンロードし、登録していたクレジットカードの情報をを利用して60万円分もアイテム購入に課金していた。カードの明細を見て初めて気付いた。

【事例2】

中学生の子どもが親に無断で数か月間オンラインゲームの課金をしていて、総額10万円の請求になった。時々クレジットカードとキャリア決済の利用履歴をチェックし、いつもより少し高額だとは思っていたが、他の請求と紛れてよく見ていなかつた。

【事例3】

就学前の子どもに父親のタブレットを貸して無料ゲームで遊ばせていたはずが、複数の有料アプリのインストールやサブスクリプションサービスの動画を見ていたようで、クレジットカードに5万円の請求が上がっていた。ネットでの買い物がワンクリックができる設定にしていた。子どもは課金について何も理解していない。

インターネット上で子どもが保護者に無断で課金（決済）をして、高額な請求を受けるトラブルの相談が依然寄せられています。

パスワードを教えていないのに子どもが推測して割り出したり、保護者のクレジットカードや決済機能の管理が十分でなかったりするケースがみられます。

【消費者へのアドバイス】

- 子ども用に渡しているスマートフォンやタブレット、ゲーム機等だけでなく、子どもに貸すことがある大人用のスマートフォンや通信契約をしていない端末など、インターネットにつながる機器を子どもに使わせる際は、利用について子どもと初めによく話し合ってルールを決めておきましょう。
- フィルタリングやペアレンタルコントロール^{*}で管理しましょう。

*ペアレンタルコントロールとは、子どもによる端末や機器の利用を、保護者が制限を設け管理することができる機能です。

- 未成年者が保護者の同意なく課金（契約）をしてしまった場合は、未成年者契約の取消しが可能な場合があります。

（くらしの110番 2023年6月）

お困りの時は、北本市消費生活センターにご相談ください。

☎048-511-8800「月～金曜日（祝日・年末年始除く）10:00から12:00／13:00から16:00」

※土・日・祝日は局番なしの☎188へ（年末年始除く）